令　和　7　年　度

国有財産の増減及び現在額に関する説明書
国有財産の無償貸付状況に関する説明書

（第 222 回 国 会 提 出）

この説明書は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 34 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和 7 年度国有財産無償貸付状況総計算書に添付されるものである。

（国立印刷局製造）

目　　次

頁
令和７年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書…… 1
　第１　序　説…… 1
　第２　国有財産の現在額…… 3
　第３　国有財産の増減額…… 9
令和７年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書……22
　第１　序　説……22
　第２　無償貸付財産の現在額……22
　第３　無償貸付財産の増減額……24

備　考

この説明書中各表の数字は、単位未満を切り捨てたので、合計欄の数字と内訳の計とは、必ずしも一致しない。

また、「０」は単位未満を示し、「―」は該当がないことを示し、「△」は減を示している。

令和７年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書

第１　序　　説

本説明書は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 34 条第２項の規定に基づき、令和７年度の国有財産の増減及び現在額の内容等を説明するものである。

まず、国有財産の増減及び現在額の説明に入る前に、いかなる財産を国有財産として整理しているか、その増減及び現在額はいかにして作成され、いかなる性質を有する数字であるかについて簡単に説明することとする。

（国有財産の範囲）

１　一般に国有財産という場合には、国が所有するすべての財産が含まれることはいうまでもないが、国有財産法において「国有財産」とは、同法第２条及び同法附則第４条に規定する次の範囲の財産に限られている。

不動産　⑴　土地
　　⑵　土地の定着物（建物、立木竹等）

動　産　⑴　船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
　　⑵　不動産及び上記動産の従物（例えば、建物に附属した照明装置、冷暖房装置、通信装置、昇降機等）
　　⑶　旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具で、現に財務省所管普通財産となっているもの

その他の財産
　　⑴　地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利（例えば、租鉱権等）
　　⑵　特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利（例えば、意匠権等）
　　⑶　株式、新株予約権、社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利

ただし、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

（国有財産の分類及び種類）

２　国有財産には、所有目的、用途によって次のような分類及び種類が設けられており、分類及び種類に応じて管理及び処分の態様を異にしている。

⑴　国有財産は、行政財産と普通財産に分類される。

行政財産は、行政目的に供される国有財産で、更に用途別に次の種類に分けられる。

イ　公用財産　国において国の事務、事業（後述の森林経営用財産に係るものを除く。）又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの（例えば、庁舎、国家公務員宿舎等の土地、建物、工作物等）

ロ　公共用財産　国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの（例えば、国有で国が管理している公園、広場、道路、河川、海浜地等）

ハ　皇室用財産　国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓等）

ニ　森林経営用財産　国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの（例えば、国有林等）

⑵　普通財産は、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

（国有財産の管理及び処分のしくみ）

3　国有財産の管理とは、国有財産の取得、維持、保存及び運用をすることであり、処分とは、売払、交換、譲与等をすることであるが、この管理及び処分に当たる機関は、行政財産と普通財産とで異なっている。

すなわち、行政財産については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（国有財産法では、これらを「各省各庁の長」という。）が、その所管に属する行政財産の管理者となっている。

普通財産については、原則として財務大臣が管理及び処分を行うこととなっている。ただし、国債整理基金特別会計等11の特別会計に所属する財産及び財務大臣に引き継ぐことが不適当な財産については、当該財産を所管する各省各庁の長が管理及び処分を行うこととなっている。

なお、行政財産、普通財産を通じ国有財産全体としての適正な管理及び処分を図るための権能（国有財産の総括権）は、財務大臣にある。

（国有財産増減及び現在額総計算書の性格）

4　⑴　国有財産増減及び現在額総計算書（以下「総計算書」という。）は、国有財産法の規定により、各省各庁の長が作成した国有財産増減及び現在額報告書（以下「報告書」という。）に基づいて財務大臣が作成したものであり、１会計年度間における国有財産の増減及び当該年度末における国有財産の現在額を示すものである。

⑵　国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に記載されるが、国有財産法第38条の規定に基づき、公園、広場を除く公共用財産（道路、河川、海浜地等）及び一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けた財産は、例外としてこれに記載されず、したがって、総計算書及び報告書にも計上されていない。

これら国有財産台帳に記載されていない公共用財産等のうち、道路、河川、海浜地等で道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）、海岸法（昭和31年法律第101号）等が適用される公共の用に供する財産については、各々の法律に基づき、その所管大臣が現状を明らかにすることとされている。

なお、国有財産台帳に記載されていない国有財産としていわゆる脱落地があるが、実態把握の都度、逐次台帳に記載している。

⑶　国有財産台帳に記載されている財産は、原則としてすべて総計算書及び報告書に計上されるが、国有財産法附則第２条の規定に基づき、外国に所在する財産（在外公館等を除く。）の計上は省略されている。

⑷　国有財産台帳に記載される価格については、原則として取得価格主義が採用されている。すなわち、国有財産を新たに台帳に記載する場合の価格は、購入によるものは購入価格、交換によるものは交換当時の評定価格、収用によるものは補償金額、租税の物納によるものは収納価格、代物弁済によるものは当該物件により弁済を受けた債権の額によることになっている。

国有財産台帳に記載される価格については、原則として地価、物価等の変動に伴う修正を行うため、毎年３月31日現在の現況において

評価を行い、その評価額により改定(以下「価格改定」という。)を行っている。

第２　国有財産の現在額

(総　　額)

１　国有財産の令和７年度末における現在額は、148兆5,072億円である(令和７年度総計算書３頁参照)。

(分類別、種類別現在額)

２　令和７年度末現在の国有財産の現在額を分類別、種類別にみると第１表のとおりである(令和７年度総計算書３頁～９頁参照)。

〔第１表〕　令和７年度末国有財産分類別・種類別現在額

分類・種類	価格	割合
	百万円	%
行政財産	29,472,718	19.8
公用財産	22,442,023	(15.1)
公共用財産	947,228	(0.6)
皇室用財産	910,302	(0.6)
森林経営用財産	5,173,164	(3.5)
普通財産	119,034,573	80.2
合計	148,507,292	100.0

(1)　行政財産

行政財産は、国有財産総額の19.8％を占めている。

イ　公用財産

公用財産は、国有財産総額の15.1％であって、その主なものは、防衛施設９兆978億円、空港施設２兆13億円、国会施設１兆5,637億円、刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設8,074億円、裁判所施設7,136億円及び石油備蓄施設3,267億円である。

ロ　公共用財産

公共用財産は、国有財産総額の0.6％であるが、本総計算書に計上されている公共用財産は国有財産台帳に記載されている公園、広場であり、国有財産台帳に記載されない道路、河川、海浜地等の敷地は含まれていない。

公園、広場のうち主なものは、皇居外苑2,274億円、新宿御苑1,279億円、国営昭和記念公園977億円、京都御苑879億円及び国営東京臨海広域防災公園862億円である。

ハ　皇室用財産

皇室用財産は、国有財産総額の0.6％であって、その主なものは、皇居4,832億円、赤坂御用地2,845億円、京都御所612億円、高輪皇族邸272億円及び常盤松御用邸256億円である。

ニ　森林経営用財産

森林経営用財産は、国有財産総額の3.5％であって、５兆1,731億円である。

(2)　普通財産

普通財産は、国有財産総額の80.2％であって、その主なものは、財務省所管に係るもの106兆7,677億円、厚生労働省所管に係るもの７兆3,957億円、経済産業省所管に係るもの３兆4,115億円、国土交通省所管に係るもの8,400億円及び防衛省所管に係るもの3,339億円である。

(区分別現在額)

３　令和７年度末現在の国有財産の現在額を区分別にみると第２表のとおりであって、政府出資等が総額の75.9％を、土地が15.1％を占め、次いで立木竹2.8％、建物2.4％、工作物1.8％の順となっている(令和７年度総計算書３頁参照)。

〔第２表〕　令和７年度末国有財産区分別現在額

区分		数量単位	数量	価格	割合
				百万円	%
土地		千平方メートル	87,570,517	22,498,453	15.1
立木竹	樹木	千本	6,579	86,858	(0.1)
	立木	千立方メートル	1,307,377	4,094,734	(2.8)
	竹	千束	731	1,061	(0.0)
	計			4,182,654	2.8
建物	建面積	千平方メートル	26,712	3,498,149	2.4
	延べ面積	千平方メートル	59,595		
工作物				2,675,758	1.8
機械器具				0	0.0
船舶	汽船	隻 千トン	1,022 318	354,725	(0.2)
	艦船	隻 千トン	352 600	1,376,927	(0.9)
	雑船	隻	990	2,352	(0.0)
	計	隻	2,364	1,734,005	1.2
航空機		機	1,552	1,146,199	0.8
地上権等		千平方メートル	5,611	3,270	0.0
特許権等		千件	2,096	1,112	0.0
政府出資等				112,751,589	75.9
不動産の信託の受益権		件	1	16,098	0.0
合計				148,507,292	100.0

（注）１　樹木とは、庭木その他材積を基準として、その価格を算定し難いものをいう。
２　立木とは、材積を基準として、その価格を算定するものをいう。
３　束とは、１メートルなわ締の竹の量をいう。
４　船舶のトン数は、汽船については総トン、艦船については排水トンで表示している。

(1)　土　　地

土地の総額は87,570百万平方メートル、22兆4,984億円であり、この面積は、国土面積377,979百万平方メートルの約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,672百万平方メートル、17兆135億円であり、普通財産は898百万平方メートル、５兆4,848億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,303百万平方メートル(１兆479億円)であり、価格の主なものは、公用財産14兆2,613億円(1,205百万平方メートル)であって、防衛省所管の４兆7,085億円(1,015百万平方メートル)、国土交通省所管の１兆8,746億円(90百万平方メートル)及び財務省所管の１兆7,732億円(８百万平方メートル)である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の670百万平方メートル、５兆3,420億円、農林水産省所管の224百万平方メートル、926億円及び国土交通省所管の２百万平方メートル、344億円である。

(2)　立　木　竹

立木竹の総額は４兆1,826億円であって、行政財産は４兆1,659億円であり、普通財産は167億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産４兆737億円である。

また、普通財産の主なものは、環境省所管の84億円である。

(3)　建　　物

建物の総額は延べ面積(以下「延べ」という。)59百万平方メートル、３兆4,981億円であって、行政財産は延べ49百万平方メートル、３兆332億円であり、普通財産は延べ９百万平方メートル、4,648億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ49百万平方メートル、2兆9,628億円であって、防衛省所管の延べ18百万平方メートル、1兆1,505億円、法務省所管の延べ6百万平方メートル、4,070億円及び財務省所管の延べ9百万平方メートル、3,995億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ6百万平方メートル、2,899億円及び防衛省所管の延べ3百万平方メートル、1,661億円である。

(4) 工　作　物

工作物の総額は2兆6,757億円であって、行政財産は2兆3,755億円であり、普通財産は3,002億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆2,574億円であり、防衛省所管の8,018億円、国土交通省所管の7,573億円及び経済産業省所管の2,591億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の1,642億円及び財務省所管の1,320億円である。

(5) 機 械 器 具

機械器具の総額は20円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船　　舶

船舶の総額は2,364隻、1兆7,340億円であって、行政財産は2,322隻、1兆7,338億円であり、普通財産は42隻、1億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,247隻、1兆7,338億円であって、防衛省所管の490隻、1兆3,770億円及び国土交通省所管の1,530隻、3,267億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の22隻、1億円である。

(7) 航　空　機

航空機の総額は1,552機、1兆1,461億円であって、行政財産は1,547機、1兆1,461億円であり、普通財産は5機、5円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,346機、1兆397億円及び国土交通省所管の118機、937億円である。

(8) 地 上 権 等

地上権等(地上権、地役権、鉱業権等)の総額は5百万平方メートル、32億円であって、行政財産は3百万平方メートル、32億円であり、普通財産は2百万平方メートル、0.4億円である。

行政財産の主なものは、公用財産3百万平方メートル、31億円であって、環境省所管の地上権2百万平方メートル、16億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の地役権2百万平方メートル、0.4億円である。

(9) 特 許 権 等

特許権等(特許権、著作権、商標権、実用新案権等)の総額は2,096千件、11億円であって、行政財産は2,096千件、10億円であり、普通財産は0.1千件、0.4億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、国土交通省所管の著作権2,092千件、9億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.4億円である。

⑽　政府出資等

政府出資等の総額は国有財産総額の 75.9% に及ぶ 112 兆 7,515 億円であって、その 98.6% に当たる 111 兆 1,674 億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて独立行政法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。

また、総額のうち、一般会計は 73 兆 7,088 億円、特別会計は 39 兆 427 億円である。

一般会計からの出資の主なものは、株式会社日本政策金融公庫（13 兆 6,355 億円）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（12 兆 1,011 億円）、独立行政法人国際協力機構（10 兆 6,245 億円）及び国際開発協会（４兆 8,839 億円）への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金（６兆 4,166 億円）、年金特別会計から全国健康保険協会（６兆 2,790 億円）、財政投融資特別会計からＮＴＴ株式会社（４兆 5,876 億円）、財政投融資特別会計から株式会社日本政策投資銀行（４兆 2,115 億円）及び財政投融資特別会計から日本たばこ産業株式会社（４兆 133 億円）への出資である。

その他の政府出資等は、エネルギー対策特別会計所有株式（１兆 5,788 億円）、租税物納等により取得した株式等（52 億円）である。

⑾　不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は１件、160 億円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。

（所管別現在額）

4　令和７年度末現在の国有財産の現在額を所管別にみると第３表のとおりである。

総額の 73.4% に当たる 109 兆 172 億円が財務省所管に係るものであって、その 97.9% は普通財産 106 兆 7,677 億円（主として政府出資等 100 兆 9,828 億円）である。

次に、防衛省所管に係るものが総額の 6.4%、９兆 4,317 億円（主として一般会計の公用財産９兆 978 億円）である。

以下、厚生労働省所管７兆 8,924 億円（主として年金特別会計の普通財産７兆 280 億円）、農林水産省所管５兆 6,339 億円（主として一般会計の森林経営用財産５兆 1,731 億円）、国土交通省所管４兆 5,672 億円（主として自動車安全特別会計の公用財産２兆 928 億円）の順となっている。

〔第３表〕　令和７年度末国有財産所管別現在額

所管	行政財産		普通財産		合計	
	価格	割合	価格	割合	価格	割合
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
衆議院	1,088,041	3.7	—	—	1,088,041	0.7
参議院	475,731	1.6	—	—	475,731	0.3
最高裁判所	713,684	2.4	—	—	713,684	0.5
会計検査院	2,343	0.0	—	—	2,343	0.0
内閣	49,487	0.2	—	—	49,487	0.0
内閣府	2,205,540	7.5	9,375	0.0	2,214,915	1.5
デジタル庁	202	0.0	—	—	202	0.0
復興庁	559	0.0	93	0.0	653	0.0
総務省	177,257	0.6	0	0.0	177,257	0.1
法務省	1,514,190	5.1	11,014	0.0	1,525,205	1.0
外務省	495,789	1.7	2,498	0.0	498,287	0.3
財務省	2,249,492	7.6	106,767,760	89.7	109,017,252	73.4
文部科学省	371,551	1.3	109,193	0.1	480,745	0.3
厚生労働省	496,703	1.7	7,395,702	6.2	7,892,405	5.3
農林水産省	5,500,346	18.7	133,606	0.1	5,633,953	3.8
経済産業省	633,941	2.2	3,411,507	2.9	4,045,449	2.7
国土交通省	3,727,218	12.6	840,003	0.7	4,567,221	3.1
環境省	672,824	2.3	19,875	0.0	692,700	0.5
防衛省	9,097,810	30.9	333,941	0.3	9,431,751	6.4
合計	29,472,718	100.0	119,034,573	100.0	148,507,292	100.0

（会計別現在額）

5　令和７年度末現在の国有財産の現在額を会計別にみると第４表のとおりであり、一般会計は国有財産総額の 71.9％、106 兆 7,511 億円、特別会計は 28.1％、41 兆 7,561 億円である。

一般会計の行政財産は 26 兆 8,203 億円であって、公用財産が 73.8％ の 19 兆 7,896 億円を占め、次いで森林経営用財産 5 兆 1,731 億円、公共用財産 9,472 億円、皇室用財産 9,103 億円となっている。

一般会計の普通財産は 79 兆 9,308 億円であって、その 99.4％ は財務省所管に係るもの 79 兆 4,596 億円（主として政府出資等 73 兆 7,088 億円）である。

また、特別会計の行政財産は 2 兆 6,523 億円であって、その主なものは、自動車安全特別会計の公用財産 2 兆 928 億円、エネルギー対策特別会計の公用財産 3,270 億円、労働保険特別会計の公用財産 1,286 億円及び特許特別会計の公用財産 969 億円である。

特別会計の普通財産は 39 兆 1,037 億円であって、その 99.8％ に当たる 39 兆 427 億円が政府出資等である。その主なものは、財政投融資特別会計の 20 兆 1,080 億円、年金特別会計の 7 兆 262 億円、外国為替資金特別会計の 6 兆 4,166 億円、エネルギー対策特別会計の 3 兆 2,136 億円及び自動車安全特別会計の 8,048 億円である。

なお、令和７年度末において、国有財産を有する特別会計は 10 会計である。

〔第４表〕　令和７年度末国有財産会計別現在額

会計 ＼ 分類・種類	行政財産						普通財産		合計	
	公用財産	公共用財産	皇室用財産	森林経営用財産	計		価格	割合	価格	割合
	価格	価格	価格	価格	価格	割合				
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	%
一般会計	19,789,637	947,228	910,302	5,173,164	26,820,332	91.0	79,930,844	67.1	106,751,176	71.9
特別会計 国債整理基金特別会計	—	—	—	—	—	(—)	390,272	(0.3)	390,272	(0.3)
特別会計 財政投融資特別会計	—	—	—	—	—	(—)	20,142,124	(16.9)	20,142,124	(13.6)
特別会計 外国為替資金特別会計	—	—	—	—	—	(—)	6,416,621	(5.4)	6,416,621	(4.3)
特別会計 エネルギー対策特別会計	327,080	—	—	—	327,080	(1.1)	3,213,813	(2.7)	3,540,893	(2.4)
特別会計 労働保険特別会計	128,677	—	—	—	128,677	(0.4)	363,444	(0.3)	492,121	(0.3)
特別会計 年金特別会計	6,247	—	—	—	6,247	(0.0)	7,028,081	(5.9)	7,034,328	(4.7)
特別会計 食料安定供給特別会計	—	—	—	—	—	(—)	919	(0.0)	919	(0.0)
特別会計 特許特別会計	96,931	—	—	—	96,931	(0.3)	1,149	(0.0)	98,081	(0.1)
特別会計 自動車安全特別会計	2,092,855	—	—	—	2,092,855	(7.1)	826,188	(0.7)	2,919,043	(2.0)
特別会計 東日本大震災復興特別会計	593	—	—	—	593	(0.0)	721,114	(0.6)	721,708	(0.5)
特別会計 計	2,652,385	—	—	—	2,652,385	9.0	39,103,729	32.9	41,756,115	28.1
合計	22,442,023	947,228	910,302	5,173,164	29,472,718	100.0	119,034,573	100.0	148,507,292	100.0

第３　国有財産の増減額

（増減額の概要）

１　国有財産の令和７年度中の

総増加額は　11兆6,162億円

総減少額は　3兆5,971億円

であって差引き　8兆　190億円

の純増加となっている（令和７年度総計算書３頁参照）。

この総増減額から国有財産の台帳価格改定の結果による増減額を差し引いた国有財産の令和７年度中の増加額は３兆8,627億円、減少額は１兆1,133億円であって、差引き２兆7,493億円の純増加となっている。

（分類別、種類別増減額）

２　令和７年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第５表のとおりである（令和７年度総計算書３頁～９頁参照）。

また、この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第６表のとおりであって、価格改定による増減額は第７表のとおりである。

〔第５表〕　令和７年度国有財産分類別・種類別増減額

分類・種類	増		減		差引
	価格	割合	価格	割合	価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
行政財産	2,897,935	24.9	1,272,282	35.4	1,625,652
公用財産	2,557,566	(22.0)	1,130,837	(31.4)	1,426,728
公共用財産	83,571	(0.7)	12,908	(0.4)	70,662
皇室用財産	100,604	(0.9)	2,171	(0.1)	98,433
森林経営用財産	156,192	(1.3)	126,365	(3.5)	29,827
普通財産	8,718,324	75.1	2,324,896	64.6	6,393,427
合計	11,616,259	100.0	3,597,179	100.0	8,019,080

〔第６表〕　令和７年度国有財産分類別・種類別増減額
（価格改定による増減額を除いたもの）

分類・種類	増		減		差引
	価格	割合	価格	割合	価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
行政財産	1,832,723	47.4	180,551	16.2	1,652,172
公用財産	1,672,417	(43.3)	157,225	(14.1)	1,515,192
公共用財産	18,128	(0.5)	572	(0.1)	17,555
皇室用財産	6,813	(0.2)	169	(0.0)	6,644
森林経営用財産	135,364	(3.5)	22,583	(2.0)	112,781
普通財産	2,030,019	52.6	932,847	83.8	1,097,172
合計	3,862,743	100.0	1,113,398	100.0	2,749,344

〔第７表〕　令和７年度国有財産分類別・種類別増減額
（価格改定によるもの）

分類・種類	増		減		差引
	価格	割合	価格	割合	価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
行政財産	1,065,211	13.7	1,091,731	44.0	△ 26,520
公用財産	885,148	(11.4)	973,612	(39.2)	△ 88,463
公共用財産	65,443	(0.8)	12,335	(0.5)	53,107
皇室用財産	93,791	(1.2)	2,002	(0.1)	91,789
森林経営用財産	20,827	(0.3)	103,781	(4.2)	△ 82,953
普通財産	6,688,305	86.3	1,392,049	56.0	5,296,255
合計	7,753,516	100.0	2,483,781	100.0	5,269,735

（区分別増減額）

３　令和７年度における国有財産の増減額を区分別にみると第８表のとおりである（令和７年度総計算書３頁参照）。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第９表のとおりであって、増加した主なものは、政府出資等１兆183億円（１兆8,253億円増加、8,070億円減少）及び航空機5,429億円（5,540億円増加、110億円減少）であり、減少したものは、土地122億円（855億円増加、978億円減少）である。また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

〔第８表〕 令 和 ７ 年 度 国 有 財 産 区 分 別 増 減 額

区分		数量単位	増			減			差引	
			数量	価格	割合	数量	価格	割合	数量	価格
				百万円	%		百万円	%		百万円
土地		千平方メートル	5,911	1,340,471	11.5	5,176	123,173	3.4	735	1,217,298
立木竹	樹木	千本	99	1,279	(0.0)	114	3,024	(0.1)	△ 14	△ 1,745
	立木	千立方メートル	16,941	142,059	(1.2)	7,008	108,825	(3.0)	9,932	33,233
	竹	千束	0	102	(0.0)	0	0	(0.0)	△ 0	102
	計			143,441	1.2		111,850	3.1		31,590
建物	建面積	千平方メートル	480	315,233	2.7	503	202,309	5.6	△ 23	112,923
	延べ面積	千平方メートル	1,095			1,001			94	
工作物				529,953	4.6		348,163	9.7		181,789
機械器具				—	—		—	—		—
船舶	汽船	千隻 千トン	98 55	146,669	(1.3)	89 38	125,300	(3.5)	9 16	21,368
	艦船	千隻 千トン	37 39	280,049	(2.4)	26 17	193,476	(5.4)	11 21	86,572
	雑船	隻	38	346	(0.0)	46	568	(0.0)	△ 8	△ 222
	計	隻	173	427,065	3.7	161	319,346	8.9	12	107,718
航空機		機	64	554,019	4.8	63	349,223	9.7	1	204,796
地上権等		千平方メートル	2,345	337	0.0	0	153	0.0	2,345	183
特許権等		千件	115	35	0.0	1	66	0.0	113	△ 30
政府出資等				8,305,352	71.5		2,142,892	59.6		6,162,459
不動産の信託の受益権		件	—	349	0.0	—	—	—	—	349
合計				11,616,259	100.0		3,597,179	100.0		8,019,080

〔第９表〕 令和７年度国有財産区分別増減額
（価格改定による増減額を除いたもの）

区分	数量単位	増			減			差引	
		数量	価格	割合	数量	価格	割合	数量	価格
			百万円	%		百万円	%		百万円
土地	千平方メートル	5,911	85,598	2.2	5,176	97,828	8.8	735	△ 12,230
立木竹 樹木	千本	99	1,279	(0.0)	114	3,024	(0.3)	△ 14	△ 1,745
立木竹 立木	千立方メートル	16,941	123,863	(3.2)	7,008	22,492	(2.0)	9,932	101,370
立木竹 竹	千束	0	102	(0.0)	0	0	(0.0)	△ 0	102
立木竹 計			125,245	3.2		25,518	2.3		99,727
建物 建面積	千平方メートル	480	315,233	8.2	503	46,821	4.2	△ 23	268,412
建物 延べ面積	千平方メートル	1,095			1,001			94	
工作物			529,953	13.7		38,994	3.5		490,958
機械器具			—	—		—	—		—
船舶 汽船	隻 千トン	98 55	146,669	(3.8)	89 38	81,932	(7.4)	9 16	64,737
船舶 艦船	隻 千トン	37 39	280,049	(7.3)	26 17	3,819	(0.3)	11 21	276,229
船舶 雑船	隻	38	346	(0.0)	46	199	(0.0)	△ 8	146
船舶 計	隻	173	427,065	11.1	161	85,951	7.7	12	341,113
航空機	機	64	554,019	14.3	63	11,094	1.0	1	542,925
地上権等	千平方メートル	2,345	259	0.0	0	153	0.0	2,345	106
特許権等	千件	115	15	0.0	1	1	0.0	113	13
政府出資等			1,825,351	47.3		807,035	72.5		1,018,316
不動産の信託の受益権	件	—	—	—	—	—	—	—	—
合計			3,862,743	100.0		1,113,398	100.0		2,749,344

〔第 10 表〕　令和 7 年度国有財産区分別増減額
（価格改定によるもの）

区分		増		減		差引
		価格	割合	価格	割合	価格
		百万円	%	百万円	%	百万円
土地		1,254,873	16.2	25,345	1.0	1,229,528
立木竹	樹木	0	(0.0)	0	(0.0)	0
	立木	18,195	(0.2)	86,332	(3.5)	△ 68,136
	竹	—	(—)	—	(—)	—
	計	18,195	0.2	86,332	3.5	△ 68,136
建物		—	—	155,488	6.3	△ 155,488
工作物		—	—	309,168	12.4	△ 309,168
機械器具		—	—	—	—	—
船舶	汽船	—	(—)	43,368	(1.7)	△ 43,368
	艦船	—	(—)	189,656	(7.6)	△ 189,656
	雑船	—	(—)	369	(0.0)	△ 369
	計	—	—	233,394	9.4	△ 233,394
航空機		—	—	338,129	13.6	△ 338,129
地上権等		78	0.0	0	0.0	77
特許権等		20	0.0	64	0.0	△ 44
政府出資等		6,480,000	83.6	1,335,857	53.8	5,144,142
不動産の信託の受益権		349	0.0	—	—	349
合計		7,753,516	100.0	2,483,781	100.0	5,269,735

（所管別増減額）

4　令和 7 年度における国有財産の増減額を所管別にみると第 11 表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 12 表のとおりであって、増加した主なものは、防衛省所管の 1 兆 3,098 億円（1 兆 3,683 億円増加、584 億円減少）、減少した主なものは、厚生労働省所管の 444 億円（92 億円増加、537 億円減少）である。

〔第 11 表〕　令和 7 年度国有財産所管別増減額

所管	増		減		差引
	価格	割合	価格	割合	価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
衆議院	145,319	1.3	3,594	0.1	141,725
参議院	65,028	0.6	1,234	0.0	63,793
最高裁判所	47,073	0.4	18,007	0.5	29,065
会計検査院	124	0.0	59	0.0	64
内閣	1,477	0.0	1,247	0.0	230
内閣府	206,296	1.8	28,598	0.8	177,697
デジタル庁	39	0.0	775	0.0	△ 735
復興庁	58	0.0	41	0.0	17
総務省	12,603	0.1	2,744	0.1	9,858
法務省	95,450	0.8	38,050	1.1	57,399
外務省	17,827	0.2	2,273	0.1	15,553
財務省	6,620,007	57.0	1,953,975	54.3	4,666,032
文部科学省	20,725	0.2	65,935	1.8	△ 45,210
厚生労働省	922,090	7.9	68,473	1.9	853,616
農林水産省	200,175	1.7	135,806	3.8	64,369
経済産業省	1,197,877	10.3	242,864	6.8	955,012
国土交通省	456,700	3.9	288,050	8.0	168,649
環境省	53,309	0.5	18,122	0.5	35,187
防衛省	1,554,073	13.4	727,323	20.2	826,750
合計	11,616,259	100.0	3,597,179	100.0	8,019,080

〔第 12 表〕　令和 7 年度国有財産所管別増減額
（価格改定による増減額を除いたもの）

所管	増		減		差引
	価格	割合	価格	割合	価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
衆議院	636	0.0	13	0.0	623
参議院	56	0.0	7	0.0	49
最高裁判所	9,166	0.2	2,056	0.2	7,109
会計検査院	14	0.0	3	0.0	10
内閣	0	0.0	—	—	0
内閣府	27,322	0.7	5,581	0.5	21,740
デジタル庁	39	0.0	749	0.1	△ 709
復興庁	57	0.0	—	—	57
総務省	5,954	0.2	497	0.0	5,456
法務省	41,832	1.1	3,669	0.3	38,162
外務省	5,574	0.1	1,236	0.1	4,338
財務省	1,598,882	41.4	703,029	63.1	895,852
文部科学省	2,620	0.1	1,236	0.1	1,383
厚生労働省	9,236	0.2	53,732	4.8	△ 44,495
農林水産省	168,284	4.4	25,278	2.3	143,006
経済産業省	314,200	8.1	137,389	12.3	176,810
国土交通省	306,791	7.9	111,759	10.0	195,032
環境省	3,688	0.1	8,660	0.8	△ 4,971
防衛省	1,368,382	35.4	58,496	5.3	1,309,885
合計	3,862,743	100.0	1,113,398	100.0	2,749,344

（会計別増減額）

5　令和 7 年度における国有財産の増減額を会計別にみると第 13 表のとおりである（令和 7 年度総計算書 10 頁及び 39 頁参照）。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 14 表のとおりであって、一般会計は 2 兆 898 億円（2 兆 6,796 億円増加、5,898 億円減少）の増加、特別会計は 6,594 億円（1 兆 1,830 億円増加、5,235 億円減少）の増加となっている。

特別会計の増加の主なものは、財政投融資特別会計 6,736 億円、エネルギー対策特別会計 3,143 億円及び国債整理基金特別会計 1,161 億円、減少の主なものは、財政投融資特別会計 2,242 億円及びエネルギー対策特別会計 1,354 億円である。

〔第 13 表〕　令和 7 年度国有財産会計別増減額

会計	増		減		差引
	価格	割合	価格	割合	価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
一般会計	6,401,502	55.1	2,332,280	64.8	4,069,222
特別会計	5,214,757	44.9	1,264,899	35.2	3,949,857
合計	11,616,259	100.0	3,597,179	100.0	8,019,080

〔第 14 表〕　令和 7 年度国有財産会計別増減額
（価格改定による増減額を除いたもの）

会計	増		減		差引
	価格	割合	価格	割合	価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
一般会計	2,679,689	69.4	589,815	53.0	2,089,873
特別会計	1,183,054	30.6	523,582	47.0	659,471
合計	3,862,743	100.0	1,113,398	100.0	2,749,344

（増減事由）

6　国有財産の増減事由を大別すれば、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を対外的異動、後者を対内的異動とすれば、購入、売払、出資等は対外的異動であり、所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を

移すことをいう。)、所属替(同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。)等は対内的異動である。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの(購入、新築、新設等)と歳出を伴わないもの(租税物納等)があり、減少については、歳入を伴うもの(売払、出資金回収等)と歳入を伴わないもの(譲与、取こわし等)がある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

⑴ 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受(引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。)、整理替(同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動(分割を含む。)があることをいう。)等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

⑵ 整理上の増減

実測(土地、建物及び工作物に適用)、実査(立木竹に適用)、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

⑶ 価格改定上の増減

令和8年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

7 令和7年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第15表のとおりである。増加額では、対外的異動が29.8%、対内的異動が70.2%であり、減少額では、対外的異動が21.7%、対内的異動が78.3%となっている。

〔第15表〕 令和7年度国有財産増減状況

異動の内容	増		減		差引
	価格	割合	価格	割合	価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
対外的異動	3,465,876	29.8	781,583	21.7	2,684,293
歳出歳入を伴うもの	3,132,230	(27.0)	591,395	(16.4)	2,540,834
歳出歳入を伴わないもの	333,646	(2.9)	190,187	(5.3)	143,459
対内的異動	8,150,382	70.2	2,815,596	78.3	5,334,786
調整上の増減	322,883	(2.8)	328,807	(9.1)	△ 5,923
整理上の増減	73,982	(0.6)	3,007	(0.1)	70,974
価格改定上の増減	7,753,516	(66.7)	2,483,781	(69.0)	5,269,735
合計	11,616,259	100.0	3,597,179	100.0	8,019,080

(事由別増加額)

8 令和7年度における国有財産の増減額を事由別にみると第16表のとおりであって、増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

⑴ 対外的異動によるもの

イ 出資(現金)

1兆3,859億円 現金出資による政府出資等の増である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。

(イ) 財政投融資特別会計

株式会社
国際協力銀行 3,700億円

株式会社
産業革新投資機構 799億円

独立行政法人
エネルギー・金属鉱物資源機構 742億円

	株式会社	
	日本政策投資銀行	700 億円
	㈡ 一般会計	
	株式会社	
	日本貿易保険	1,000 億円
	独立行政法人	
	福祉医療機構	902 億円
	独立行政法人	
	エネルギー・金属鉱物資源機構	790 億円
	株式会社	
	日本政策金融公庫	583 億円
	㈢ エネルギー対策特別会計	
	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	1,250 億円
	独立行政法人	
	情報処理推進機構	1,000 億円
	独立行政法人	
	エネルギー・金属鉱物資源機構	790 億円
	㈣ 東日本大震災復興特別会計	
	株式会社	
	日本政策金融公庫	0.3 億円
ロ 新 造	4,824 億円	船舶 2,984 億円(41 隻)及び航空機 1,840 億円(20 機)の新造である。船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 2,338 億円(20 隻)であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 1,826 億円(19 機)である。
ハ 購 入	3,640 億円	航空機 3,473 億円(27 機)、土地 152 億円(715 千平方メートル)等の購入である。航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 2,993 億円(19 機)であり、土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 77 億円(468 千平方メートル)である。
ニ 新 設	3,488 億円	工作物の新設である。主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 2,188 億円である。
⑵ 対内的異動によるもの		
イ 価格改定		
	7 兆 7,535 億円	政府出資等 6 兆 4,800 億円、土地 1 兆 2,548 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 2 兆 5,543 億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 2,011 億円である。
ロ 所属替	2,189 億円	政府出資等 1,186 億円、船舶 815 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財

産1,161億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産806億円である。

ハ　実　査　　615億円　　立木竹の実査である。主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産615億円である。

ニ　整理替　　544億円　　工作物258億円、建物218億円等である。工作物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産171億円であり、建物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産218億円である。

（事由別減少額）

9　減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

(1)　対外的異動によるもの

イ　売　払　　4,948億円　　政府出資等4,703億円、土地242億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管財政投融資特別会計の普通財産2,025億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産203億円である。

ロ　出資金回収（現金）

954億円　　独立行政法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。

(イ)　一般会計

独立行政法人

都市再生機構　　911億円

(ロ)　労働保険特別会計

独立行政法人

福祉医療機構　　0.9億円

ハ　出　資（現物）　　792億円　　政府出資等592億円、土地125億円等である。政府出資等はすべて財務省所管一般会計の普通財産であり、土地はすべて財務省所管一般会計の普通財産である。

ニ　資本金減少　　633億円　　法令の規定に基づく独立行政法人福祉医療機構の減資などによるものである。

すべて政府出資等であり、主なものは、厚生労働省所管年金特別会計の普通財産302億円である。

(2)　対内的異動によるもの

イ　価格改定

2兆4,837億円　　政府出資等1兆3,358億円、航空機3,381億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産6,995億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産3,070億円である。

ロ　所属替	2,254 億円	政府出資等 1,186 億円、船舶 815 億円等である。政府出資等はすべて財務省所管一般会計の普通財産 1,186 億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産 806 億円である。 なお、所属替において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第 15 条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。	
ハ　整理替	544 億円	工作物 258 億円、建物 218 億円等である。工作物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産 171 億円であり、建物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産 218 億円である。	
ニ　引　継	317 億円	土地 216 億円、建物 59 億円等である。土地の主なものは、厚生労働省所管一般会計の公用財産 135 億円であり、建物の主なものは、厚生労働省所管一般会計の公用財産 56 億円である。	

〔第16表〕 令和7年度国有財産事由別増減額

増			減			差引
項目		内訳	項目		内訳	
	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
Ⅰ 対外的異動	3,465,876		Ⅰ 対外的異動	781,583		2,684,293
1 歳出を伴うもの	3,132,230		1 歳入を伴うもの	591,395		2,540,834
(1) 購入	364,082		(1) 売払	494,883		
(2) 売払取消その他	148		(2) 出資金回収その他	96,511		
		イ 売払解除 —			イ 出資金回収(現金) 95,415	
		ロ 分収育林契約解除 148			ロ 造林契約解除 1,096	
(3) 埋立その他	1,245,548					
		イ 埋立 863				
		ロ 地均 8,462				
		ハ 収用 —				
		ニ 新植 8,271				
		ホ 移植 —				
		ヘ 補植手入 54,170				
		ト 新築 232,303				
		チ 増築 4,824				
		リ 改築 7				
		ヌ 移築 —				
		ル 復旧 23				
		ヲ 移転 14				
		ワ 従物新設 969				
		カ 従物増設 178				
		ヨ 従物移設 2				
		タ 従物改設 9				
		レ 新設 348,826				
		ソ 増設 36,718				
		ツ 移設 16				

増				減				差引
項目			内訳	項目			内訳	
	百万円		百万円		百万円		百万円	百万円
			ネ 改設 430					
			ナ 新造 482,438					
			ラ 改造 41					
			ム 属具取付 57,780					
			ウ 属具移設 —					
			ヰ 属具改設 5					
			ノ 林道改良 8,957					
			オ 設定 219					
			ク 登録 0					
			ヤ 創作 13					
		(4) 修繕その他 136,542						
			イ 修繕 12,517					
			ロ 模様替 124,024					
		(5) 出資(現金) 1,385,907						
2 歳出を伴わないもの	333,646			2 歳入を伴わないもの	190,187			143,459
		(1) 寄附 106				(1) 譲与その他 501		
		(2) 帰属 2,744					イ 譲与 501	
		(3) 租税物納 8,532					ロ 返還 —	
		(4) 現物賠償 6,676				(2) 交換その他 2,390		
		(5) 代物弁済 —					イ 交換 84	
		(6) 譲与取消 1					ロ 土地改良法による引渡 1	
		(7) 譲与解除 0					ハ 土地区画整理法による引渡 112	
		(8) 交換その他 2,962						
			イ 交換 68					
			ロ 土地改良法による換地 —					
			ハ 土地区画整理法による換地 268					
			ニ 都市再開発法による権利変換 2,625					
							ニ 都市再開発法による引渡 —	
							ホ その他の法による引渡 —	
							ヘ 都市再開発法による権利変換 2,191	

増			減			差引
項目		内訳	項目		内訳	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		ホ その他の法による権利変換 —			ト その他の法による権利変換 —	
	(9) 出資(現物) 312,623			(3) 取こわしその他 108,049		
	(10) 出資金回収(現物) 0				イ 取こわし 13,784	
	(11) 信託その他 —				ロ 消滅 0	
					ハ 租税物納取消・撤回 6	
		イ 信託 —			ニ 喪失(うち取得時効によるもの) 717 (646)	
		ロ 信託取消 —			ホ 伐採 23,001	
		ハ 信託終了 —			ヘ 移植 —	
					ト 改築 —	
					チ 移築 —	
					リ 模様替 3,184	
					ヌ 移転 14	
					ル 従物移設 2	
					ヲ 従物改設 0	
					ワ 従物取こわし 20	
					カ 移設 2	
					ヨ 改設 4	
					タ 改造 3	
					レ 属具移設 —	
					ソ 属具改設 0	
					ツ 属具取こわし 3,913	
					ネ 補植手入 —	
					ナ 林道改良 —	
					ラ 出資金回収(現物) 0	
					ム 出資金回収不能 —	
					ウ 資本金減少 63,391	

増			減			差引
項目		内訳	項目		内訳	
	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
			(4) 出資(現物)	79,246		
			(5) 信託その他	—		
					イ 信託 —	
					ロ 信託取消 —	
					ハ 信託終了 —	
Ⅱ 対内的異動	8,150,382		Ⅱ 対内的異動	2,815,596		5,334,786
1 調整上の増加	322,883		1 調整上の減少	328,807		△ 5,923
		(1) 所管換 12,021			(1) 所管換 11,828	
		(2) 所属替 218,958			(2) 所属替 225,497	
		(3) 引受その他 34,159			(3) 引継その他 33,737	
		イ 引受 31,779			イ 引継 31,779	
		ロ 公共物より編入 2,380			ロ 公共物へ編入 1,958	
		(4) 整理替その他 57,744			(4) 整理替その他 57,744	
		イ 整理替 54,473			イ 整理替 54,473	
		ロ 種別替 6			ロ 種別替 6	
		ハ 行政財産より組替 1,728			ハ 用途廃止 1,728	
		ニ 用途変更 960			ニ 用途変更 960	
		ホ 種目変更 575			ホ 種目変更 575	
2 整理上の増加	73,982		2 整理上の減少	3,007		70,974
		(1) 登録修正 73,982			(1) 登録修正 3,007	
		イ 誤謬訂正 2,859			イ 誤謬訂正 1,645	
		ロ 新規登載 6,657			ロ 報告洩 493	
		ハ 報告洩 2,304			ハ 実測 279	
		ニ 実測 603			ニ 実査 589	
		ホ 実査 61,558				
3 価格改定上の増加	7,753,516		3 価格改定上の減少	2,483,781		5,269,735
		(1) 価格改定 7,753,516			(1) 価格改定 2,483,781	
合計	11,616,259		合計	3,597,179		8,019,080

令和７年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

第１　序　　説

本説明書は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 37 条第２項の規定に基づき、令和７年度の国有財産無償貸付状況の内容等を説明するものである。

（国有財産の無償貸付）

１　国有財産の無償貸付は、法律に基づく場合に限られている。無償貸付について規定する法律は、国有財産法のほかその数は少なくないが、いずれも主として地方公共団体等が国有財産を公共性の強い用途に供する場合に当該地方公共団体等に無償で貸し付けることができることとしている。

例えば、国有財産法では緑地、公園、ため池、墓地等の用に供する場合、国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）では水道施設、臨港施設等の用に供する場合、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）では都道府県道又は市町村道の用に供する場合、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）では地方管理空港の施設の用に供する場合等に普通財産を無償で貸し付けることができることになっている。

（国有財産無償貸付状況総計算書）

２　国有財産無償貸付状況総計算書（以下「無償貸付総計算書」という。）は、国有財産法の規定により無償貸付等をした国有財産について、各省各庁の長が作成した国有財産無償貸付状況報告書に基づいて財務大臣が作成したものである。

したがって、無償貸付総計算書には、国有財産法以外の法律に基づいて無償貸付をした国有財産は計上されていない。

国有財産法は、第 22 条第１項の規定により、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）が、普通財産を緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、屎尿処理施設、と畜場、信号機等の小規模施設、生活困窮者の収容施設、災害の応急施設、地震防災の応急施設、原子力災害の応急施設又は武力攻撃事態の緊急対処保護施設の用に供する場合に、公共団体に無償で貸し付けることができることとし、更に第 19 条の規定により、行政財産を用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益させる場合に、また第 26 条の規定により、普通財産を貸付け以外の方法により使用又は収益させる場合に、普通財産の無償貸付に係る条項（第 22 条）を準用することとしている。

無償貸付総計算書は、以上の規定に基づいて無償貸付等をした国有財産の状況を明らかにしたものである。

第２　無償貸付財産の現在額

（総　　額）

１　国有財産法第 22 条第１項の規定（第 19 条及び第 26 条において準用する場合を含む。）により無償貸付等をした国有財産（以下「無償貸付財産」という。）の総額は、令和７年度末現在で１兆 4,494 億円である（令和７年度無償貸付総計算書 53 頁参照）。

（用途別現在額）

2　令和７年度末現在の無償貸付財産を用途別にみると第１表のとおりであって、公園の用に供するものが１兆4,134億円で最も多く、次いで緑地132億円、ごみ処理施設66億円、墓地45億円の順となっている（令和７年度無償貸付総計算書54頁～66頁参照）。

〔第１表〕　令和７年度末無償貸付財産用途別現在額

用途	件数	価格	割合
	件	百万円	%
緑地	144	13,248	0.9
公園	2,563	1,413,431	97.5
ため池	395	2,116	0.1
用排水路	378	3,054	0.2
火葬場	8	2,153	0.1
墓地	69	4,527	0.3
ごみ処理施設	18	6,605	0.5
屎尿処理施設	20	646	0.0
と畜場	1	25	0.0
信号機等の小規模施設	1,264	949	0.1
災害の応急施設	35	1,416	0.1
地震防災の応急施設	24	1,080	0.1
緊急事態の応急施設	2	154	0.0
合計	4,921	1,449,410	100.0

（区分別現在額）

3　令和７年度末現在の無償貸付財産を区分別にみると第２表のとおりであって、総額１兆4,494億円の99.9％に当たる１兆4,473億円が土地であり、次いで立木竹８億円、建物５億円、工作物５億円の順となっている（令和７年度無償貸付総計算書53頁参照）。

〔第２表〕　令和７年度末無償貸付財産区分別現在額

区分		数量単位	数量	価格	割合
				百万円	%
土地		千平方メートル	64,180	1,447,386	99.9
立木竹	樹木	千本	71	279	(0.0)
	立木	千立方メートル	252	599	(0.0)
	竹	束	112	0	(0.0)
	計			879	0.1
建物	建面積	千平方メートル	23		
	延べ面積	千平方メートル	36	594	0.0
工作物				549	0.0
合計		件	4,921	1,449,410	100.0

（所管別現在額）

4　令和７年度末現在の無償貸付財産を所管別にみると第３表のとおりであって、総額１兆4,494億円の93.4％に当たる１兆3,543億円が財務省所管（主として一般会計の普通財産１兆3,536億円）であり、次いで防衛省所管の363億円、文部科学省所管の321億円、環境省所管の198億円、国土交通省所管の45億円の順となっている。

〔第 3 表〕　令和 7 年度末無償貸付財産所管別現在額

所管	件数	価格	割合
	件	百万円	%
最高裁判所	84	52	0.0
内閣府	76	1,113	0.1
総務省	—	—	—
法務省	153	150	0.0
財務省	3,158	1,354,339	93.4
文部科学省	60	32,152	2.2
厚生労働省	25	125	0.0
農林水産省	92	670	0.0
経済産業省	3	5	0.0
国土交通省	345	4,593	0.3
環境省	162	19,866	1.4
防衛省	763	36,339	2.5
合計	4,921	1,449,410	100.0

（会計別現在額）

5　令和 7 年度末現在の無償貸付財産を会計別にみると第 4 表のとおりであって、一般会計は 99.8%、1 兆 4,460 億円であり、特別会計は 0.2%、33 億円である。

一般会計では、93.7% に当たる 1 兆 3,543 億円が財務省所管であって、その主なものは、公園 1 兆 3,292 億円、緑地 102 億円及びごみ処理施設 49 億円である。

特別会計では、97.2% に当たる 32 億円が自動車安全特別会計所属であって、その主なものは、公園 24 億円及び緑地 6 億円である。

〔第 4 表〕　令和 7 年度末無償貸付財産会計別現在額

会計	件数	価格	割合
	件	百万円	%
一般会計	4,801	1,446,066	99.8
特別会計	120	3,344	0.2
財政投融資	1	0	(0.0)
労働保険	16	1	(0.0)
年金	1	0	(0.0)
食料安定供給	1	89	(0.0)
特許	1	2	(0.0)
自動車安全	100	3,250	(0.2)
合計	4,921	1,449,410	100.0

第 3　無償貸付財産の増減額

（増減額の概要）

1　無償貸付財産の令和 7 年度中の

総増加額は　3,873 億円

総減少額は　2,947 億円

であって差引き　926 億円

の純増加となっている（令和 7 年度無償貸付総計算書 53 頁参照）。

（用途別増減額）

2　令和 7 年度における無償貸付財産の増減額を用途別にみると第 5 表のとおりである（令和 7 年度無償貸付総計算書 54 頁～66 頁参照）。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 6 表のとおりであって、価格改定による増減額は第 7 表のとおりである。

この第 6 表のうち増減の主なものは、公園の用に供するものであって、内訳は、貸付契約の更新（2,823 億円）による増減、新規貸付（15 億円）による増等である。

〔第５表〕　令和７年度無償貸付財産用途別増減額

用途	増			減			差引	
	件数	価格	割合	件数	価格	割合	件数	価格
	件	百万円	%	件	百万円	%	件	百万円
緑地	21	1,029	0.3	23	612	0.2	△ 2	417
公園	482	374,858	96.8	484	285,122	96.7	△ 2	89,736
ため池	75	780	0.2	73	656	0.2	2	123
用排水路	51	159	0.0	36	147	0.1	15	11
火葬場	1	108	0.0	1	51	0.0	—	57
墓地	14	3,361	0.9	17	2,146	0.7	△ 3	1,214
ごみ処理施設	3	3,414	0.9	3	2,925	1.0	—	488
屎尿処理施設	5	30	0.0	4	13	0.0	1	17
と畜場	—	—	—	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	362	336	0.1	362	283	0.1	—	53
災害の応急施設	27	3,106	0.8	35	2,764	0.9	△ 8	342
地震防災の応急施設	3	32	0.0	1	0	0.0	2	32
緊急事態の応急施設	2	154	0.0	—	0	0.0	2	154
合計	1,046	387,372	100.0	1,039	294,724	100.0	7	92,648

〔第６表〕　令和７年度無償貸付財産用途別増減額
（価格改定による増減額を除いたもの）

用途	増			減			差引	
	件数	価格	割合	件数	価格	割合	件数	価格
	件	百万円	%	件	百万円	%	件	百万円
緑地	21	588	0.2	23	599	0.2	△ 2	△ 10
公園	482	283,885	96.6	484	284,223	96.8	△ 2	△ 338
ため池	75	652	0.2	73	653	0.2	2	△ 0
用排水路	51	123	0.0	36	140	0.0	15	△ 17
火葬場	1	44	0.0	1	44	0.0	—	—
墓地	14	2,171	0.7	17	2,129	0.7	△ 3	42
ごみ処理施設	3	2,925	1.0	3	2,925	1.0	—	—
屎尿処理施設	5	11	0.0	4	13	0.0	1	△ 1
と畜場	—	—	—	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	362	274	0.1	362	269	0.1	—	4
災害の応急施設	27	3,083	1.0	35	2,761	0.9	△ 8	322
地震防災の応急施設	3	0	0.0	1	0	0.0	2	0
緊急事態の応急施設	2	151	0.1	—	—	—	2	151
合計	1,046	293,911	100.0	1,039	293,760	100.0	7	151

〔第７表〕　令和７年度無償貸付財産用途別増減額
（価格改定によるもの）

用途	増		減		差引
	価格	割合	価格	割合	価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
緑地	441	0.5	13	1.4	428
公園	90,973	97.3	898	93.2	90,074
ため池	127	0.1	3	0.3	124
用排水路	35	0.0	6	0.7	28
火葬場	64	0.1	7	0.8	57
墓地	1,189	1.3	16	1.7	1,172
ごみ処理施設	488	0.5	0	0.1	488
屎尿処理施設	19	0.0	0	0.0	18
と畜場	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	62	0.1	13	1.4	48
災害の応急施設	23	0.0	3	0.4	19
地震防災の応急施設	32	0.0	0	0.0	32
緊急事態の応急施設	3	0.0	0	0.0	3
合計	93,461	100.0	964	100.0	92,496

（区分別増減額）

3　令和７年度における無償貸付財産の増減額を区分別にみると第８表のとおりである（令和７年度無償貸付総計算書 53 頁参照）。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第９表のとおりであって、土地の増加額が 99.8%、減少額が 99.8% を占めている。

また、価格改定による増減額は第 10 表のとおりである。

〔第８表〕　令和７年度無償貸付財産区分別増減額

区分	数量単位	増			減			差引	
		数量	価格	割合	数量	価格	割合	数量	価格
			百万円	%		百万円	%		百万円
土地	千平方メートル	8,007	386,692	99.8	7,897	293,939	99.7	109	92,753
立木竹 樹木	千本	11	44	(0.0)	9	39	(0.0)	1	4
立木竹 立木	千立方メートル	7	21	(0.0)	7	20	(0.0)	0	0
立木竹 竹	千束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	—	—
立木竹 計			65	0.0		60	0.0		4
建物 建面積	千平方メートル	3			4			△ 1	
建物 延べ面積	千平方メートル	8	480	0.1	12	532	0.2	△ 3	△ 52
工作物			134	0.0		191	0.1		△ 57
合計	件	1,046	387,372	100.0	1,039	294,724	100.0	7	92,648

〔第 9 表〕　令和 7 年度無償貸付財産区分別増減額
（価格改定による増減額を除いたもの）

区分	数量 単位	増 数量	増 価格	増 割合	減 数量	減 価格	減 割合	差引 数量	差引 価格
			百万円	%		百万円	%		百万円
土地	千平方メートル	8,007	293,231	99.8	7,897	293,081	99.8	109	149
立木竹 樹木	千本	11	43	(0.0)	9	39	(0.0)	1	4
立木竹 立木	千立方メートル	7	21	(0.0)	7	20	(0.0)	0	0
立木竹 竹	千束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	—	—
立木竹 計			65	0.0		60	0.0		4
建物 建面積	千平方メートル	3			4			△ 1	
建物 延べ面積	千平方メートル	8	480	0.2	12	495	0.2	△ 3	△ 14
工作物			134	0.0		121	0.0		12
合計	件	1,046	293,911	100.0	1,039	293,760	100.0	7	151

〔第 10 表〕　令和 7 年度無償貸付財産区分別増減額
（価格改定によるもの）

区分	増 価格	増 割合	減 価格	減 割合	差引 価格
	百万円	%	百万円	%	百万円
土地	93,461	100.0	857	88.9	92,603
立木竹 樹木	0	(0.0)	—	(—)	0
立木竹 立木	—	(—)	—	(—)	—
立木竹 竹	—	(—)	—	(—)	—
立木竹 計	0	0.0	—	—	0
建物	—	—	37	3.9	△ 37
工作物	—	—	69	7.2	△ 69
合計	93,461	100.0	964	100.0	92,496

（所管別増減額）

4　令和 7 年度における無償貸付財産の増減額を所管別にみると第 11 表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 12 表のとおりであって、財務省所管のものの増加額、減少額がそれぞれ 98.9%、98.7% を占めている。

〔第 11 表〕　令和 7 年度無償貸付財産所管別増減額

所管	増 件数	増 価格	増 割合	減 件数	減 価格	減 割合	差引 件数	差引 価格
	件	百万円	%	件	百万円	%	件	百万円
最高裁判所	7	3	0.0	6	0	0.0	1	3
内閣府	5	34	0.0	6	5	0.0	△ 1	29
総務省	—	—	—	2	0	0.0	△ 2	△ 0
法務省	43	26	0.0	40	17	0.0	3	8
財務省	794	378,585	97.7	785	290,813	98.7	9	87,772
文部科学省	6	2,109	0.5	5	84	0.0	1	2,024
厚生労働省	8	119	0.0	6	0	0.0	2	119
農林水産省	26	93	0.0	33	93	0.0	△ 7	0
経済産業省	—	0	0.0	—	—	—	—	0
国土交通省	42	1,379	0.4	48	2,202	0.7	△ 6	△ 822
環境省	40	2,495	0.6	43	427	0.1	△ 3	2,067
防衛省	75	2,526	0.7	65	1,079	0.4	10	1,446
合計	1,046	387,372	100.0	1,039	294,724	100.0	7	92,648

〔第 12 表〕　令和 7 年度無償貸付財産所管別増減額
（価格改定による増減額を除いたもの）

所管	増			減			差引	
	件数	価格	割合	件数	価格	割合	件数	価格
	件	百万円	%	件	百万円	%	件	百万円
最高裁判所	7	1	0.0	6	0	0.0	1	1
内閣府	5	3	0.0	6	4	0.0	△ 1	△ 0
総務省	—	—	—	2	0	0.0	△ 2	△ 0
法務省	43	17	0.0	40	17	0.0	3	0
財務省	794	290,576	98.9	785	289,960	98.7	9	615
文部科学省	6	70	0.0	5	70	0.0	1	△ 0
厚生労働省	8	113	0.0	6	0	0.0	2	113
農林水産省	26	85	0.0	33	86	0.0	△ 7	△ 1
経済産業省	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	42	1,244	0.4	48	2,188	0.7	△ 6	△ 944
環境省	40	407	0.1	43	420	0.1	△ 3	△ 12
防衛省	75	1,391	0.5	65	1,009	0.3	10	381
合計	1,046	293,911	100.0	1,039	293,760	100.0	7	151

（会計別増減額）

5　令和 7 年度における無償貸付財産の増減額を会計別にみると第 13 表のとおりである（令和 7 年度無償貸付総計算書 67 頁及び 101 頁参照）。

増加額の主なものは、一般会計では、財務省所管の 3,785 億円、特別会計では、自動車安全特別会計の 10 億円であって、減少額の主なものは、一般会計では、財務省所管の 2,908 億円、特別会計では、自動車安全特別会計の 19 億円である。

〔第 13 表〕　令和 7 年度無償貸付財産会計別増減額

会計	増			減			差引	
	件数	価格	割合	件数	価格	割合	件数	価格
	件	百万円	%	件	百万円	%	件	百万円
一般会計	1,028	386,217	99.7	1,021	292,709	99.3	7	93,507
特別会計	18	1,155	0.3	18	2,014	0.7	0	△ 859
合計	1,046	387,372	100.0	1,039	294,724	100.0	7	92,648